



粕屋町社協だより

No.
93号

福祉研修会

開催日 7月30日(土)
参加者 99名
場所 粕屋町福祉センター



粕屋町社会福祉協議会では、去る7月30日(土)に行政区長、民生委員・児童委員、主任児童委員、福祉委員、社協役員を対象に「災害時におけるボランティアセンターの役割」をテーマとした福祉研修会を開催し、総勢99名の方に参加いただきました。

研修内容は、大規模災害時の迅速な対応に備えた取り組みに関する講演、事例発表では、東日本大震災や九州北部豪雨、そして熊本地震の被災地支援を通じ、大規模災害が発生した際の社会福祉協議会同士のネットワークを生かした支援や取り組みについて学びました。

今回の研修や熊本地震への支援を通しての体験や学びを今後の粕屋町での災害ボランティア設置訓練等にも活かして参ります。

もくじ

福祉研修会	②	赤い羽根共同募金、ご寄付	④～⑤
疑似体験用具の貸出	②	生活福祉資金のご案内	⑥～⑦
障がい児学童(のびのびルーム)のご案内	③	粕屋町社会福祉協議会 行事予定表	⑧

元気なボランティアがいる福祉の町かすや

発行/社会福祉法人 粕屋町社会福祉協議会
TEL/938-6844 FAX/938-6886

住所 国811-2317 粕屋町長者原東六丁目5番10号
メールアドレス/kasuya-shakyo@blue.ocn.ne.jp

社協の事業は、赤い羽根共同募金の配分金等によって行われています。

福祉研修会

今回の研修会では、福岡県社会福祉協議会の野間口氏から、「災害時におけるボランティアの役割」として災害ボランティアセンターは、被災された方の生活再建のために、公的な支援では届かないところを支援して、普段の暮らしに戻るためのお手伝いであり、集まったボランティアを被災者の要望や活動につなぐ役割を果たす機能として不可欠であるという話がありました。

春日市社会福祉協議会の園木氏からは、各地の災害ボランティアセンターに参加され、その時の様子、被災者の声、ボランティアの声を聞いて感じたことについてのお話があり、被災住民はボランティアさんの支援に対して遠慮がちの人が多く、日頃から、助けるばかりではなく助けられ上手になることが大切ですと話されました。

弊会からは、昨年実施した粕屋町災害ボランティアセンター設置訓練の様子と平成28年熊本地震で6月11日（土）から15日（水）の5日間熊本県益城町の災害ボランティアセンターの運営に職員派遣を行い、その時の活動の状況と、弊会で実施した訓練との違いについてお伝えしました。

現在、災害はとき、場所を選ばず発生しています。いざという時のために地域全体で災害に備え、危険箇所や避難先の確認をする必要があると感じました。



益城町でのボランティア活動のようす

擬似体験用具の貸出

粕屋町社会福祉協議会では、加齢や障がいについて理解を深めるために、高齢者、視覚障がいのある人に関する身体的機能を擬似体験し学習できる用具の貸出を行っております。

学校や施設・事業所などに体験用として使え、プログラム作り等の相談もお受けしています。お気軽にご連絡下さい。

対象	町内在住者、町内企業様
貸出期間	原則として1週間
貸出手続	事前にお電話で予約をお願いします。 貸出時に「体験用借用書」に記入のうえ、押印をお願いします。
貸出物品	・高齢者模擬体験セット（20セット） ・スタンダード式車いす ・白杖 ・点字練習器 ・アイマスク（20セット）

障がい児学童(のびのびルーム)のご案内

粕屋町社会福祉協議会では、粕屋町の委託を受け「障がい児放課後等対策事業」を行っています。

目的は

- 障がいのある児童の放課後等の安全な居場所作り
- 障がい児を持つ親の就労支援
- 日常的にケアしている家族の一時的な休息

利用出来る方は

- 保護者の就労等により、見守りする者がいない粕屋町在住の世帯であって、学童保育の対象にならない障がいのある小・中学生等の方

◆ 開設日時

- 平日 月曜日から金曜日(祝日、8/13～8/15、12/29～翌年の1/3は除く)までの原則として放課後から午後6時まで
- 長期休業日(春休み・夏休み・冬休み)及び学校休校日は、原則として午前8時30分から午後6時まで

◆ 開設場所

粕屋町福祉センター内

◆ 事業の定員

- 平日…… 10名
- 長期休業日及び学校休校日 …… 10～15名



のびのびルーム

◆ 負担金

- 1人あたり
- 平日 150円(送迎が必要な方は別途50円加算)
 - 長期休業日及び学校休校日 1日 300円(4時間以上)
半日 150円(4時間以内)

お申込みについて

新規ご利用希望の方は、あらかじめお電話の上、申込書を粕屋町社会福祉協議会(粕屋町福祉センター)まで取りにきてください(月～金曜日の午前8時30分から午後5時まで)

問合せ先

社会福祉法人 粕屋町社会福祉協議会
電話 092-938-6844 FAX 092-938-6886

赤い羽根共同募金



今年も、全国一斉に「赤い羽根」をシンボルとした共同募金運動が10月1日から12月31日の3月間行なわれます。

日頃から、町民の皆さまには共同募金にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

寄せられた募金は、高齢者・障がい者・青少年・住民全般の福祉（ボランティア活動など）に用途され、粕屋町を住み良くする活動に役立てられています。

また、大規模な災害が起こった際の備えとして、各都道府県の共同募金会では、募金額の一部を「災害等準備金」として積み立てています。この積み立ては、大規模災害が起こった際に、災害ボランティア活動支援など、被災地を応援するために使われています。

そして70年たった今、社会が大きく変化する中で、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援する仕組みとして、また、町民のやさしさや思いやりを届ける運動として、共同募金は運動を進めています。

今日までの町民の皆さまのご協力に感謝致しますとともに、本年度も一層のご理解、ご協力をお願い致します。

赤い羽根共同募金運動で集まったお金は、全額、福岡県の共同募金会へ納入します。その後、粕屋町社会福祉協議会へ配分されます。

社会福祉協議会が行なうさまざまな事業は、この赤い羽根共同募金運動の配分金や香典返し寄付金などでまかなわれています。

（事業以外では、使用していないことを付け加えさせていただきます）



平成28年度 赤い羽根共同募金キャッチフレーズ 『この羽根に 思いをこめて70年・・・赤い羽根共同募金』

特別賞対象校

粕屋町からは、粕屋町立大川小学校が受賞されました。おめでとうございます。

平成27年度(平成28年度事業分) 粕屋町社会福祉協議会へ配分されたお金 10,899,500円

(内訳)

高齢者福祉活動費として	2,580,000円	障がい者福祉活動費として	1,346,000円
児童・青少年福祉活動費として	2,627,500円	住民全般福祉活動費として	4,346,000円

共同募金に係る所得税の税額控除について

★所得税の税額控除について

所得税の税額控除とは、所得税から一定の金額を控除する制度です。

これまでは、共同募金会に寄付した場合の所得税の税制優遇措置は、所得控除のみでしたが、現在は、所得控除と税額控除のいずれかを選べるようになりました。

なお、住民税については、従前から税額控除の適用を受けています。

★所得控除と税額控除の控除額の比較

所得300万円(課税所得165万円)の場合、所得税額は82,500円となります。

共同募金に下記の金額を寄付し、①所得控除を選択した場合と、②税額控除を選択した場合の、控除後の所得税額の比較は下記のとおりです。

(1) 1万円寄付の場合

①所得控除を選択：所得税額82,100円(減税額 400円)

②税額控除を選択：所得税額79,300円(減税額 3,200円)

(2) 5千円寄付の場合

①所得控除を選択：所得税額82,350円(減税額 150円)

②税額控除を選択：所得税額81,300円(減税額 1,200円)

※企業などの法人は、従来どおり全額損金算入できます。



たくさんのご寄付ありがとうございました。

ご寄附

- ・ 30,000円 小林由美 様
- ・ 50,000円 三菱電機ビルテクノサービス株式会社九州支社 様
- ※「絵画展 口と足で表現する世界の芸術家たち」(福岡展：16.2.19～2.21 開催)でのチャリティグッズ収益金等として



三菱電機ビルテクノサービス株式会社様の贈呈式の様子

平成 28 年 熊本地震 義援金

- ・ 50,568円 粕屋町立大川小学校 様(全校生徒からの義援金として)
- ・ 14,015円 緑の里様(職員及び関係者有志)
- ・ 8,358円 内橋一区の皆様



大川小学校 贈呈式の様子

粕屋町社会福祉協議会を通じ、熊本県共同募金会へ送金し被災された方々にお届けしました。

生活福祉資金のご案内

生活福祉資金について

「生活福祉資金貸付制度」は、低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。

(1)貸付対象

生活福祉資金の貸付けの対象となる世帯は下記のとおりです。

低所得世帯	資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯(市町村民税非課税程度)。
障がい者世帯	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる者を含みます。)の属する世帯。
高齢者世帯	65歳以上の高齢者の属する世帯(日常生活上療養または介護を要する高齢者等)。

(2)連帯保証人と貸付利子

借入申込者は、原則として、連帯保証人を立てることが必要ですが、連帯保証人を立てない場合も借入申込をすることができます。

貸付利子の利率は、連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人を立てない場合は年1.5%となります。(全国社会福祉協議会ホームページ一部抜粋)

ご注意下さい

- 世帯単位の貸付が基本であり、原則として世帯の生計中心者が申込者になります。
 - 生活福祉資金は「貸付制度」であり、償還の義務があります。
 - 他制度が優先です。(他制度の利用ができない場合に貸付を行います。他の制度が利用できる場合はそちらが優先となりますので、申込の際に他制度の利用ができないかを確認します。)
 - 福岡県社会福祉協議会が審査を行い貸付、決定を行いますので、審査には一定の期間を要します。
 - 生活保護世帯の方につきましては、ケースワーカーにご相談下さい。
 - それぞれの資金には貸付条件があり、審査結果によっては貸付に至らない場合もあります。
- ※詳しい貸付条件につきましては、福岡県社会福祉協議会のホームページをご覧ください。



MATSUDA CO.,LTD.

人に深く、暮らしにわたたく。
株式会社まつだ

ハートプラザ・空港東 糟屋郡粕屋町仲原2420-1 TEL 092-957-1194	ハートプラザ・平成苑 糟屋郡志免町志免東三丁目14-18 TEL 092-936-2580
ハートプラザ・宇美 糟屋郡宇美町宇美中央三丁目22-1 TEL 092-932-4444	ハートプラザ・立花 糟屋郡新宮町夜白六丁目9-17 TEL 092-963-1000

粕屋町社会福祉協議会葬祭推薦店 あんしん サポートシステム **M CLUB** 「エム・クラブ」

(3) 資金種類、貸付条件

貸付資金は、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の4種類です。

資金の種類	貸付の条件・内容
総合支援資金	<p>自立が見込まれる世帯であって、次のいずれの条件にも該当する世帯が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●低所得者世帯であって、収入の減収や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯であること。 ●借入申込者の本人確認が可能であること。 ●現に住居を有していること。又は住宅確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること。 ●貸付に際しては、自立相談支援機関による支援を受けるとともに、貸付後は社会福祉協議会及び関係機関から継続的な支援を受けることに同意していること。 ●社会福祉協議会及び自立相談支援機関並びに関係機関が支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還が見込まれること。 ●失業給付、就職安定資金融資、生活保護、年金等を含む他の公的給付又は公的貸付を受けることができないため、生活費を賄うことができないこと。
福祉資金	<p>①福祉費 日常生活を送るうえで、または自立した生活を行うために一時的に必要であると見込まれる費用</p> <p>②緊急小口資金 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用</p>
教育支援資金	<p>①教育支援費 低所得世帯に属するものが高等学校、大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校に就学するのに必要な経費</p> <p>②就学支度費 低所得世帯に属するものが高等学校、大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校への入学に際し必要な経費</p>
不動産担保型生活資金	<p>一定の居住用不動産(土地・住宅)を所有している方で、将来にわたりそこに住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、現に居住している不動産を担保として生活費を貸し付ける制度です。</p>

※詳しい内容につきましては、福岡県社会福祉協議会のホームページをご覧ください。

お問合せ先 社会福祉法人 粕屋町社会福祉協議会 電話 (092)938-6844

粕屋町社会福祉協議会 葬祭推薦斎場

ベルコ『ユアホール粕屋』



*最期の大切な時間を
一軒貸し切りの空間で…

*密葬、家族葬、一般葬まで～

*見学・相談いつでも受け付けています。

お気軽にお問い合わせください。



株式会社 ベルコ 原町営業所 粕屋町若宮1-11-5-2階

☎092-931-7150 平川まで

粕屋町社会福祉協議会 行事予定表 (9月から1月まで)

月	福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり	安心して安全な暮らしを支える基盤づくり	みんなが気軽に参加できる環境づくり
9月	<ul style="list-style-type: none"> ◆心配ごと相談所の開設 6日(火) 20日(火) ◆子育て情報誌発行 20日(火) ◆社協だよりの発行 93号 		<ul style="list-style-type: none"> ◆子育て応援サロン(療育児・親子サロン) 3日(土) ◆身体障がい者生き甲斐対策支援通所事業 29日(木) ◆子育て支援事業(出前講座特別編)
10月	<ul style="list-style-type: none"> ◆心配ごと相談所の開設 4日(火) 18日(火) ◆子育て情報誌発行 20日(木) ◆ひとり暮らし高齢者見守り活動推進事業 13日(木) 	◆赤い羽根共同募金活動	<ul style="list-style-type: none"> ◆子育て応援サロン(療育児・親子サロン) 1日(土) (予定) ◆身体障がい者生き甲斐対策支援通所事業 27日(木) ◆老人クラブ演芸大会支援
11月	<ul style="list-style-type: none"> ◆心配ごと相談所の開設 1日(火) 15日(火) ◆子育て情報誌発行 18日(金) ◆ひとり暮らし高齢者見守り活動推進事業 16日(水) ◆地域見守りチラシの発行 		<ul style="list-style-type: none"> ◆子育て応援サロン(療育児・親子サロン) 5日(土) (予定) ◆身体障がい者生き甲斐対策支援通所事業 24日(木) ◆戦没者追悼合同慰霊祭 10日(木) ◆ひとり暮らし高齢者と語る会 19日(土) ◆第35回シルバー囲碁大会 24日(木)
12月	<ul style="list-style-type: none"> ◆心配ごと相談所の開設 6日(火) 20日(火) ◆子育て情報誌発行 20日(火) ◆ひとり暮らし高齢者見守り活動推進事業 8日(木) 	◆幼稚園の世代間交流の支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆子育て応援サロン(療育児・親子サロン) 3日(土) (予定) ◆身体障がい者生き甲斐対策支援通所事業 22日(木)
1月	<ul style="list-style-type: none"> ◆心配ごと相談所の開設 10日(火) 24日(火) ◆子育て情報誌発行 20日(金) ◆ひとり暮らし高齢者見守り活動推進事業 12日(木) ◆福祉委員研修会の開催 28日(土) ◆社協だよりの発行 94号 		<ul style="list-style-type: none"> ◆子育て応援サロン(療育児・親子サロン) 7日(土) (予定) ◆身体障がい者生き甲斐対策支援通所事業 26日(木)
随時	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域座談会の開催 ◆福祉総合相談の実施、連携 ◆民生委員・児童委員と連携強化 ◆行政機関との連携強化 ◆生活福祉資金貸付事業 ◆日常生活自立支援事業 ◆他の福祉サービス事業との体制づくり ◆ひとり暮らし高齢者等電話訪問活動 ◆発達障がい情報発信 ◆ホームページの活用・更新 ◆ボランティア広報活動・ホームページ更新(各ボランティアの情報発信、月スケジュール更新) ◆障がい者団体フレット・ホームページ掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ◆指定居宅介護支援事業 ◆ふれあいバス(町内巡回バス)運行管理 ◆粕屋町サポーター制度の運営 ◆障がい児放課後等対策事業 ◆小地域見守りネットワーク活動 ◆小地域福祉活動支援 ◆外出支援の充実(車椅子の無料貸出) ◆苦情相談窓口設置 ◆第三者委員設置 ◆各福祉団体への活動の場の提供 ◆虐待問題に関する啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ◆福祉センターの運営 ◆子育て支援事業(出前講座) ◆軽運動・趣味の教室の開催 ◆ボランティアセンターの管理運営 ◆ボランティア保険(加入手続き・事故対応) ◆学生ボランティア育成 ◆ボランティア団体レベルアップ研修支援 ◆総合学習支援 ◆疑似体験用具の貸出 ◆献血推進事業

心配ごと相談(無料)

【場所】粕屋町福祉センター 【時間】10時から12時まで

※一部予約制(10時と11時)それ以外の方は、随時受付(※当日受付時間:9時~11時30分まで)

- 弁護士に直接お会いして相談することが出来ます。
- 相談内容は絶対に秘密が守られます。
- 相談料は必要ありません。
- 対象者:町内在住者(但し、裁判所で訴訟中、弁護士に依頼済みの方は受付出来ません)

予約先: 粕屋町社会福祉協議会 電話 092-938-6844

久山町 指定店 粕屋町 推薦店

すえ会館 こが・かすや・すえ齋場

各齋場にて 御見学・事前相談 随時受付中

PREMIUM 会員様募集

- 葬儀ご利用時に 葬儀料から 5%OFF
- お花・紅白・初盆御打 ぎ購入の際 3%OFF
- エンディングノート 経理入札を差し上げます

入会金2,000円 | 月々の積立金・年会費が一切不要

まずは齋場のご見学から。団体でご見学にお越しの方へ送迎あります

ご不明な点・ご質問などお気軽にお問い合わせください

こが 福岡県合資会社印刷3422 電話092-944-6511

かすや齋場 福岡県合資会社印刷3422 電話092-931-3533

すえ齋場 福岡県合資会社印刷3422 電話092-937-4311

九州福岡県直方市久山町下りて五軒スグ 九州福岡県直方市久山町下りて五軒スグ 九州福岡県直方市久山町下りて五軒スグ